

株式会社ENTOWA 身体的拘束適正化のための指針

1 株式会社ENTOWAにおける身体的拘束適正化に関する基本的考え方について

関係法令に定められている「サービスの提供にあたっては、当該利用者及び児童等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者及び児童の行動を制限する行為を行ってはならない」ことを受けて、利用者及び児童の人権を尊重するとともに、日常生活のケア及び療育の充実を図り、「拘束をしない介護及び療育」を目的とする。

2 組織(委員会)について

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会として、身体拘束適正化委員会を設置し、各事業所に身体拘束適正化及び虐待防止委員を中心として組織的に次のことを検討する。

- (1) 高齢者虐待・障害者虐待・児童虐待・身体的拘束等に関する規定およびマニュアル等の見直し。
- (2) 発生した「身体的拘束」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているか確認する。
- (3) 身体的拘束又は虐待等の兆候がある場合は慎重に調査し、検討および対策を講じる。
- (4) 教育研修の企画・実施
- (5) 日常的ケア又は療育内容を見直し、入居者又は児童が人間として尊重されたケアが行われているか検討する。

3 職員研修について

身体拘束適正化のための関連する内容を含めた研修会を年2回以上開催する。
新規採用時には、必ず基礎知識の習得を目的とした研修を行う。

4 事業所内で発生した身体的拘束の報告・相談方法及び身体的拘束発生時の対応及び対策について

当事業所は以下について適切な対応および対策を行う。

身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為にあたるものとして、厚生労働省が「身体的拘束ゼロへの手引き」の中であげている行為を示す。(高齢者・児童共通)

※参考資料添付

- (1) 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りれないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又はV皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車椅子やいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないようにV字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを防げるようないすを使用する。
- (8) 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。(事業所の鍵をしめる・鍵のかかる部屋に閉じ込める)

緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、できる限り契約時等、事前に本人(本人が判断できる状態にないと考えられる場合は家族又は保護者等)の了解を得ておくことを原則とする。

もし事前の了解が得られない場合には、できる限り速やかに了解を得るようにする。ただし、本人又はその家族又は保護者等の了解が得られたからといって、安易に身体的拘束等を行うことが許されるわけではない。身体的拘束等は、可能な限り身体的拘束等を行わせないための努力をし、それでも他に手段がないと考えられる場合のみにしなければならない。

緊急やむを得ない状況が発生し、「身体的拘束」を行う場合は以下の手続きにより行う。

- (1) 第一に他の代替策を検討する。
- (2) 実施にあたっては、必要最小限の方法。時間、実施方法の適正、安全性、経過確認の方法について検討を行う。
- (3) 事前もしくは事後すみやかに所長の判断を仰ぐ。
- (4) 事前もしくは事後すみやかに家族又は保護者等に連絡をする。
- (5) 事前もしくは事後すみやかに、所長・生活相談員・看護・介護・介護支援専門員・児童発達支援管理責任者・保育士等の参加する緊急カンファレンスを開催

し、「身体拘束」の理由、医療的措置及び対応方針を確認し、個別援助計画書を作成する。

- (6) 実施にあたっては、検討事項の内容、カンファレンスの内容等の記録を作成して保管する。

5 成年後見制度の利用支援に関して

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

6 身体拘束等に係る苦情解決方法に関して

- (1) 身体拘束等の苦情相談について、苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告する。当該責任者が身体拘束等を行った者である場合には、他の上席者に相談する。
- (2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。
- (3) 対応の流れは、上述の「4 事業所内で発生した身体的拘束の報告・相談方法及び身体的拘束発生時の対応及び対策について」に依るものとする。
- (4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者に顛末と対応を報告する。

7 利用者及び家族、保護者等に対する当該指針の閲覧について

利用者又は保護者及び児童等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当法人ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とする。

8 その他身体的拘束適正化の推進の考え方について

身体的拘束等をしないサービスを提供していくためには、介護サービス及び療育の提供に関わる職員全体で、以下の点のついて十分に議論して共通認識を持ち、拘束等をなくしていくよう取り組む必要がある。

- マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束等としていないか。
- 事故発生時の法的責任の回避のために、安易に身体的拘束等をしていないか。
- 特に高齢者は転倒しやすく、転倒すれば骨折等の大怪我に繋がるという先入観だけで、安易に身体的拘束等をしていないか。
- 認知所高齢者・障害者・障害児であるということで、安易に身体的拘束等をしていな

いか。

- サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体的拘束等を必要と判断しているか、本当に他に方法はないか。

この指針は、令和3年6月1日から施行する。

変更・追加

令和5年12月1日より、

- 2条 条文主題を「組織(委員会)について」に変更する。
- 4条 条文主題を「身体拘束発生時の報告・相談に関する事」に変更する。また文言を一部変更する。
- 5条 「成年後見制度の利用支援に関して」を追加する。
- 6条 「身体拘束等に係る苦情解決方法に関して」を追加する。
- 7条 文言を一部追加する。